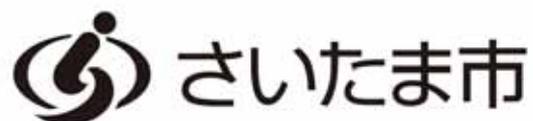


平成21年度
国の施策・予算に対する
提案・要望

平成20年7月



さいたま市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さいたま市は、平成15年4月に政令指定都市に移行して以来、絶え間ない成長を続け、昨年10月には人口が120万人を突破するなど、名実兼ね備えた大都市へと発展を遂げてまいりました。

一方、我が国を取り巻く情勢は、本格的な少子・高齢社会が現実のものとなり、経済活動の縮小懸念や医療・年金・介護などの社会保障費の増大などの大きな課題、都市間競争の激化などの大きな変化により、大変厳しい状況が続いております。

本市といたしましては、こうした経済・社会構造の変化を見据えながら、「オリジナリティー」にあふれ、「賑わい」と「活気」に満ちた、市民のだれもが住むことを誇りに思える理想都市「さいたま」の実現を目指していく所存であります。本市の努力だけでは解決できない問題について、国の御理解と御協力が是非とも必要であります。

つきましては、平成21年度の国家予算編成及び施策の展開に当たり、厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、さいたま市の提案・要望事項について、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年7月

さいたま市長 相川 宗一

目 次

地方分権の推進

1 政令指定都市制度の更なる充実について・・・・・・・・・・ 2

2 真の地方分権の実現に向けた第二期改革の推進について・・・・・・・・ 3

安らぎと潤いある環境を守り育てる<環境・アメニティ>

3 資源循環型社会の推進について・・・・・・・・・・ 6

4 真に環境に配慮した製品等が流通・普及するための仕組みの
早期構築について・・・・・・・・・・ 7

子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる<健康・福祉>

5 国民健康保険財政の確立について・・・・・・・・・・ 9

6 障害福祉サービスに係る利用者負担のあり方について・・・・・・・・ 10

7 後期高齢者医療制度の見直しによる財源措置等について・・・・・・・・ 11

8 子育て環境整備の充実に向けた制度の拡充について・・・・・・・・ 12

一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む<教育・文化・スポーツ>

9 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直しについて・・ 14

人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる<都市基盤・交通>

10 高速鉄道東京7号線の延伸促進について・・・・・・・・・・ 16

産業の活力を高め、躍動する都市づくりを進める<産業・経済>

11 農地の相続税納税猶予制度の拡充について・・・・・・・・・・ 18

安全を確保し、市民生活を支える<安全・生活基盤>

12 地震防災対策の充実強化について・・・・・・・・・・ 20

13 消防救急無線のデジタル化に係る支援制度の拡充について・・・・・・・・ 21

目 次【省庁別】

内閣府

- 1 政令指定都市制度の更なる充実について・・・2
- 2 真の地方分権の実現に向けた第二期改革の推進について・・・3
- 12 地震防災対策の充実強化について・・・20

総務省

- 1 政令指定都市制度の更なる充実について・・・2
- 2 真の地方分権の実現に向けた第二期改革の推進について・・・3
- 9 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直しについて・・・14
- 13 消防救急無線のデジタル化に係る支援制度の拡充について・・・21

財務省

- 2 真の地方分権の実現に向けた第二期改革の推進について・・・3
- 9 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直しについて・・・14

文部科学省

- 9 義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直しについて・・・14

厚生労働省

- 5 国民健康保険財政の確立について・・・9
- 6 障害福祉サービスに係る利用者負担のあり方について・・・10
- 7 後期高齢者医療制度の見直しによる財源措置等について・・・11
- 8 子育て環境整備の充実に向けた制度の拡充について・・・12

農林水産省

- 11 農地の相続税納税猶予制度の拡充について・・・18

経済産業省

- 3 資源循環型社会の推進について・・・6
- 4 真に環境に配慮した製品等が流通・普及するための仕組みの
早期構築について・・・7

国土交通省

- 10 高速鉄道東京7号線の延伸促進について・・・16

環境省

- 3 資源循環型社会の推進について・・・6
- 4 真に環境に配慮した製品等が流通・普及するための仕組みの
早期構築について・・・7

地方分権の推進

政令指定都市制度の更なる充実について

〔内閣府・総務省〕

政令指定都市は、大都市特有の様々な需要を抱えておりますが、大都市としての機能や特性を十分に発揮して、その責務を果たしていくためには、大都市の地域性、規模、能力に応じた、その自主性・自立性を高めていくことが重要であります。

また、政令指定都市が制度的に充実し発展することは、周辺自治体を含めた圏域全体を活性化させる原動力となり、ひいては日本全体の活力の増進につながるものと考えます。

平成19年4月に地方分権改革推進委員会が政府に設置され、同年11月には「中間的な取りまとめ」が示されました。その中において「大都市制度のあり方についてそれを支える税財政制度を含めて検討すべき」とされており、今後の重要な課題として検討を進め、政府に対する勧告に反映するとのことであります。

現行の政令指定都市制度は、道府県の事務を「特例」として部分的に配分され、各行政分野において関連する事務が一体的に配分されていないなど、大都市としてのポテンシャルが十分に発揮できない制度となっております。

政令指定都市が、大都市として自主的かつ自立的な行財政運営を確立するために、権限の拡充とこれに伴う税財源の充実確保を要望します。

また、大都市制度のあり方を検討する際には、政令指定都市の実情及び意向を十分に確認しながら、議論を進めていただきますよう要望します。

提案・要望事項

- 1 政令指定都市が、その特性や規模、能力等に応じた行財政運営が実現できるよう、大都市制度のあり方について十分な検討を行い、新たな大都市制度を創設するとともに、これに見合った税財政制度を確立すること
- 2 大都市制度のあり方などの検討に当たっては、政令指定都市の意見を広く国政に反映していく必要があることから、機会あるごとに政令指定都市の意見を聴く場を設けるとともに、その意見を尊重すること

〔担当:政策局 都市経営戦略室〕

真の地方分権の実現に向けた第二期改革の推進について

〔内閣府・総務省・財務省〕

昨年4月に地方分権改革推進委員会が設置されて以来、第二期地方分権改革論議が加速度的に進展しており、去る5月28日に示された「第1次勧告」においては、「生活者の視点に立つ『地方政府』の確立」が強調されております。

しかし、第1次勧告においては、都道府県から基礎自治体への移譲すべき具体的な事務事業は示されたものの、重点行政分野の抜本的な見直しについては、課題認識や検討の方向性を示すにとどまったものも多く見受けられ、真の地方分権改革を実現するには、まだまだ不十分なものであると言わざるを得ません。

真の分権型社会の実現のためには、国と地方の役割分担を大胆に見直し、今後、勧告に盛り込まれる予定の国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金の廃止などにより、権限移譲を進めるとともに、税源移譲などにより、必要となる財源を充実し、地方公共団体の自由度を大幅に高める必要があります。

さいたま市が政令指定都市としての責務を果たし、地方分権の時代にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを推進していくため、第二期地方分権改革の推進に当たっては、次のとおり要望します。

提案・要望事項

- 1 真の分権型社会を実現するため、地方分権改革推進委員会の勧告等を真摯に受け止め、地方公共団体の意見を聴きながら、国と地方の役割分担について、抜本的な見直しを行うこと
また、この役割分担に基づき、地方公共団体への一体的な権限・財源の移譲を進めること
- 2 法令等による国の地方に対する関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小を徹底的に行い、地方分権の本来の目的である地方公共団体の自由度の拡大を大幅に行うこと
- 3 国と地方の新たな役割分担に応じた税財政制度を確立するため、次の改革を一体的に推進すること
 - (1) 地方税財源の拡充に当たっては、当面、国と地方間の税収比が5：5となるよう、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税により税源配分の是正を実施すること
また、将来的には、国と地方の新たな役割分担に応じた税源配分を実現すること

(2) 国庫補助負担金改革は、国と地方の役割分担を明確化した上で、生活保護費など真に国が担わなければならない分野を除き、原則として廃止の上、税源移譲と一体的に進めること

その際には、地方の自由度の拡大につながらない単なる補助負担率の引下げや新たな交付金化は決して行わないこと

また、既に交付金化されたものについては、国の関与が依然として残ることから、廃止の上、税源移譲を進めること

維持管理に係る国直轄事業負担金については、本来管理主体が維持管理費を負担すべきであり、地方公共団体に財政負担をさせることは極めて不合理であり、早急に廃止すること

(3) 地方交付税は、地方固有の財源として地方公共団体の基礎的な経営に必要な財源を保障するものであり、地方の安定的財政運営に必要な交付税総額を確保すること

また、国・地方を通じた歳出削減努力によっても、なお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応するとともに、地方財政の安定的な運営を図るため、地方交付税を国の一般会計を通さず、特別会計に直接繰り入れる制度に改革すること

4 道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方の道路整備や財源配分の状況なども踏まえ、地方の意見を十分反映し、地方税財源の強化を図るとともに、地方が必要とする道路整備などの事業を地方の裁量で行えるよう、地方分権の趣旨に合致するように進めること

〔担当:政策局 都市経営戦略室・財政局 財政部 財政課〕

安らぎと潤いある環境を守り育てる

<環境・アメニティ>

資源循環型社会の推進について

〔経済産業省・環境省〕

国においては、循環型社会の構築に向け、循環型社会形成推進基本法が平成13年に施行されたほか、容器包装リサイクル法、資源有効利用促進法、家電リサイクル法等の諸法が施行されております。しかしながら、事業者、地方自治体、国民の適正な役割分担が明確にされていないなど、多くの課題が残されております。

現状においては、スプリング入りマットレス等の適正処理困難物について、製造業者による適正処理ルートが確立されていないため、収集及び処理に関しては全て市の負担となっております。さらに、不法投棄された家電4品目の回収及び処理費用についても、製造業者による回収ルートが確立されていないため、回収及び処理については全て市の負担となっております。

つきましては、循環型社会形成推進基本法の趣旨に基づき、事業者についても応分の負担を求める拡大生産者責任を踏まえた上で、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を更に推進すべく、事業者、地方自治体、国民の適正な負担を定めた法体系を整備するよう要望します。

また、家電リサイクル法については、法施行後から5年が経過したことを受けた見直しが行われ、評価・検討に関する報告書が本年2月に公表されましたが、具体的な法整備の内容については示されておられません。

そこで、資源循環型社会の構築に関する施策の一層の推進について、次のとおり要望します。

提案・要望事項

- 1 適正処理困難物について、製造業者による自主回収及び処理についての法的な義務付けを行うこと
- 2 家電リサイクルの円滑な推進を図るため、製造業者による回収ルートの確立、リサイクル料金の前払い方式への変更、グループ別の廃止、指定引取場所の増加、指定品目の拡大等、円滑なりサイクルルートの構築を目指した法整備を行うこと

〔担当:環境局 環境共生部 廃棄物政策課〕

真に環境に配慮した製品等が流通・普及するための仕組みの 早期構築について

〔経済産業省・環境省〕

年賀はがきの古紙配合率偽装に端を発し、コピー用紙などの古紙配合率の偽装や環境ラベルの不正表示が相次いで判明しました。

さいたま市では、これまでグリーン購入法を踏まえ、環境に配慮した製品等の率先的な導入と普及を図ってきたところですが、これらの事実は、その推進に努めてきた地方自治体や企業、国民等の取組を無意味にしかねず、大変憂慮する事態と言わざるを得ません。

今後も事実と異なる表示や、環境配慮をうたいながら実態の伴わない製品等が市場に出回り続ければ、真に環境に配慮した製品等が駆逐され、環境・経済行政そのものに対する国民の信用さえも失いかねません。

こうした事態が発生した背景には、環境に配慮した製品等の基準（グリーン購入法特定調達物品の「判断の基準」をいう。以下同じ。）を満たしているかどうかの判断をメーカーの自主申告のみに依存しているという現行制度上の問題があります。

また、価格高騰や海外流出で再生資源の入手そのものが困難になっていることや環境に配慮した製品等は高コストになりがちであること、消費者の過度な高品質化への要求などの問題も指摘されています。

そこで、真に環境に配慮した製品等が流通・普及するよう、国の責任において、次の対策を講ずるよう要望します。

提案・要望事項

- 1 製品の原材料や製造過程等の情報公開及び製品表示や品質の正確性を検証するシステムを早期に構築すること
- 2 真に環境に配慮した製品等の基準とは何か、十分な検証を行い、明確な裏付けのある基準づくりを行うこと
- 3 真に環境に配慮した製品等の基準への適合に関するメーカー等への指導強化及び虚偽が明らかになった場合の罰則規定等の導入を検討すること
- 4 環境に配慮した製品等が円滑に流通・普及するよう、事業者や消費者への誘導、支援策を検討するとともに、経済・消費活動における環境優先の意識醸成に向けた取組を更に強化すること

〔担当：環境局 環境部 環境総務課〕

子育てを応援し、だれもが健やかに
安心して暮らせる

<健康・福祉>

国民健康保険財政の確立について

〔厚生労働省〕

国民健康保険は、高齢者や低所得者層の加入割合が高く、財政基盤が脆弱である上、医療費の増加とこれに伴う保険税負担の増大により、保険者と被保険者の負担は、過重なものとなっております。

今般の医療制度改革において、後期高齢者医療制度の創設をはじめ、前期高齢者の財政調整制度、医療費の適正化を目指した特定健診・特定保健指導の中長期的な対策など、国民健康保険財政の安定を図る目的で一連の制度改革が行われたところであります。

しかし、こうした改正はいずれも、国民健康保険制度の構造的問題を解決するものではなく、医療保険制度の一本化への道筋も示されないなど、長期的な安定運営のための抜本的な改革には至っていない状況にあります。

つきましては、国民健康保険制度の安定化に向けた取組を早急を実施するよう要望します。

提案・要望事項

- 1 国民健康保険制度が長期的に安定したものとなるよう、医療保険制度の一本化などの医療保険制度改革を早急を実施すること
- 2 特定健診・特定保健指導の目標値達成に係る後期高齢者支援金への加算・減算の算定方法等については、国民健康保険の実情を踏まえて見直しをすること
また、健診等の助成基準単価が実勢単価と大きくかけ離れているので助成基準単価の見直しをすること
- 3 後期高齢者医療制度の創設に伴い、新たに国民健康保険被保険者となる被用者保険の被扶養者に対する減免措置の財政負担について、国において十分な財政措置を講ずること
- 4 普通調整交付金の配分方法について、単に収納率の数値のみでの減額措置を行う基準を撤廃し、医療費適正化の観点を盛り込んだ、例えば実際の医療費に代えて標準的な医療費を算定するなどの、公平かつ合理的な配分方法にすること
- 5 地方自治体が単独事業として、医療費の一部負担の免除等の福祉医療制度等を実施している場合における国庫負担金の減額調整措置を早急に廃止すること
- 6 法令公布の遅延をはじめとした情報提供の遅れにより、地方自治体の事務処理上多大な混乱と支障を招かないよう、十分に配慮した対応をすること

〔担当:保健福祉局 福祉部 国民健康保険課〕

障害福祉サービスに係る利用者負担のあり方について

〔厚生労働省〕

さいたま市では、障害者自立支援法施行に伴う障害福祉サービスに係る利用者負担について、平成19年1月から、独自の激変緩和策として、利用者負担の軽減策を実施しているところです。

国においても、法施行直後から、法の円滑な運営のための改善策として「特別対策」を実施しており、また、本年7月からは、法の抜本的な見直しに向けた「緊急措置」として更なる利用者負担の軽減策が講じられておりますが、あくまで暫定的な措置にすぎません。

利用者負担については、法の附則において「障害者の所得の確保に係る施策のあり方」を検討課題としておりますので、国の責任において、早急に実態把握と検証を行い、障害者本人とその家族、サービス提供事業者等に十分配慮し、安心して生活実態に合ったサービスを受けられる制度とするとともに、分かりやすく恒久的な利用者負担のあり方を構築するよう要望します。

提案・要望事項

- 1 障害者自立支援法の抜本的見直しに際し、障害福祉サービスに係る利用者負担のあり方については、利用者にとって分かりやすく、安心して生活実態に合ったサービスを受けることができる恒久的な制度とすること

〔担当:保健福祉局 福祉部 障害福祉課〕

後期高齢者医療制度の見直しによる財源措置等について

〔厚生労働省〕

我が国では、急速な少子高齢化の進展により国民医療費が急速に膨らみ、国民健康保険など各医療保険の財政運営は厳しい状況下にあります。そこで、超高齢社会を見据え、国民皆保険制度を将来にわたって堅持していくためには、医療制度改革が不可欠とされ、平成18年6月に後期高齢者医療制度が創設されました。

しかしながら、制度の開始に当たっては、政省令の制定の遅れや直前の制度変更により、地方では混乱が生じ、国民への周知・説明不足と相まって、この制度に対する不安が払拭されず、国民から批判を受ける結果となりました。

こうしたことから、去る6月12日には、政府において保険料の軽減対策を中心とした制度の見直しが決定されたところであります。

さいたま市といたしましては、市民への周知はもとより制度の的確な運用に全力を挙げて取り組んでおりますが、国においては、この見直しにより地方の財政運営に支障が生じることなく、また、制度の運用が円滑かつ安定的に行われるよう、次のとおり要望します。

提案・要望事項

- 1 国民の理解と納得を得られるよう、今回の制度の見直しを含め、国が責任をもって地方の取組とも連携し、周知徹底を図ること
- 2 今回の見直しによる保険料の軽減対策において、平成21年度の負担軽減割合の変更に際し、一部の対象者の負担が引き上がることがないように、制度の見直しを図ること
- 3 今回の見直しによる保険料の軽減対策には多大な財源が必要とされるが、地方へ負担転嫁することなく、国の責任において、その所要全額について財源措置を講ずること
- 4 制度の見直しに係る政省令の改正、電算標準システムの提示や政令指定都市対応へのシステム改修を早急に行うこと
また、見直しに伴い必要となる事務的経費などについても、地方へ負担転嫁することなく、国の責任において、必要な措置を講ずること

〔担当:保健福祉局 福祉部 年金医療課〕

子育て環境整備の充実に向けた制度の拡充について

〔厚生労働省〕

さいたま市では、「子育てするならさいたま市」というキャッチフレーズを掲げ、次世代育成支援対策行動計画「さいたま子ども・子育て希望プラン」に基づき、子育て支援のための施策・事業の拡大に積極的に取り組んでおります。

本市では、核家族化や女性の社会進出の増加などに加え、若年世帯の流入等が多いという地域特性により、保育ニーズが急激な伸びを示しており、待機児童の解消に向けて、社会福祉法人以外の法人による認可保育所の整備や、市が独自に定めた基準を満たす認可外保育施設に保育を委託する「ナーサリールーム事業」及び「家庭保育室事業」などの市単独保育施策の推進に努めているところです。

先般、政府に対して示された地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、保育所等の設備及び運営の基準を緩和する方向で見直すことが示されております。

今後も、待機児童の解消のための積極的な施策の推進、保育の質の向上及び保護者負担の軽減など、指定都市が創意工夫をいかした施策を主体的に展開できるよう、国・県からの権限移譲を進めるとともに、市で定めた基準に基づく保育施設に対する支援措置を創設するよう要望します。

また、本市独自の取組である放課後児童クラブを無料で開放する「のびのびルーム」については、平日の午前9時から正午まで、市内29か所で開設しているところであり、歩いて行ける生活圏で、近隣の子育て家庭が集い、子育ての悩みを語り合い、助け合い、共に活動し、交流できる場として、年間延べ26,000組以上の親子が利用しております。

今後、地域での子育て支援の一層の充実が求められることから、都市部における地域資源の有効活用例として、一般児童が利用しない時間帯の放課後児童クラブについて、地域子育て支援拠点として認定するよう併せて要望します。

提案・要望事項

- 1 保育所の施設設備及び運営に関する基準については、保育の質の確保のための方策を前提としつつ、全国一律の最低基準という位置付けを見直し、国は標準を示すにとどめ、地方公共団体が条例により決定し得るなど、地方公共団体が創意工夫を生かせるような方策を講ずること
- 2 市で定めた基準に基づく保育施設に対する支援措置を創設すること
- 3 児童環境づくり基盤整備事業のうち、地域子育て支援拠点事業の実施形態に「放課後児童クラブ型」を加えること

〔担当:保健福祉局 子ども未来部 保育課・子育て企画課〕

一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む
<教育・文化・スポーツ>

義務教育費国庫負担制度及び県費負担教職員制度の見直しについて

〔総務省・財務省・文部科学省〕

さいたま市では、徹底した行財政改革に積極的に取り組む一方、個性豊かな地域社会の形成、21世紀を担う心豊かな人材づくり等、新たな行政課題に取り組んでおります。

義務教育費国庫負担制度については、国庫負担割合が3分の1に引き下げられた後、第二期地方分権改革の取組として、本年6月に決定された、政府の地方分権改革推進要綱(第1次)において、「既に人事権が移譲されている指定都市において、人事権者と給与負担者が一致する方向で検討すること」及び「現在、都道府県の協議・同意が必要とされている学級編制や都道府県が定めている教職員定数についても決定方法を見直す方向で検討すべきであること」との見解が示されております。

地域の実態に即した義務教育を推進するためには、人事権者が安定した財政基盤に立って教職員給与を支給するとともに、自らの権限と判断により学級編制、教職員定数、教職員配置等を決定する必要があります。

つきましては、義務教育費国庫負担制度や県費負担教職員制度の見直しについては、学級編制、教職員定数、教職員配置等に関する包括的な権限移譲を図るとともに、地方に負担を転嫁することのないように、その所要全額について税源移譲による財源措置を講ずるよう要望します。

提案・要望事項

- 1 義務教育費国庫負担制度については、地方分権を一層推進するために廃止すること
ただし、教育の機会均等と教育水準の確保を図るという義務教育の精神を引き続き尊重し、地方に負担を転嫁することのないように、その所要全額について、税源移譲による財源措置を講ずること
- 2 県費負担教職員制度の見直しにおける給与費負担の指定都市への移管は、学級編制、教職員定数、教職員配置等に関する包括的な権限移譲を前提に、その所要全額について道府県からの税源移譲による財源措置を講ずるとともに、今後急激に増加する退職手当所要額についても財源措置を講ずること

〔担当:教育委員会 学校教育部 教職員課〕

人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる

< 都市基盤・交通 >

高速鉄道東京7号線の延伸促進について

〔国土交通省〕

高速鉄道東京7号線は、運輸政策審議会答申第18号(平成12年1月27日)により、「浦和美園駅から岩槻、蓮田までの区間が平成27年までに開業することが適当な路線」と位置付けられています。

当路線は、延伸されることにより、首都圏の放射状路線である高速鉄道東京7号線と環状路線である東武野田線とが結節され、都心中央部と埼玉、神奈川の一都二県を南北に結ぶ機能の強化が図られるとともに、首都圏の鉄道ネットワークの高質化に資する路線として期待されています。

また、さいたま市の副都心として位置付けている美園地区と岩槻地区の連携が強化されることで、「多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市」を目指す本市の新たな交通ネットワークが形成されることとなります。

本市は、高速鉄道東京7号線の先行整備区間(浦和美園～岩槻)の延伸に向け、沿線のまちづくり、交通ネットワークの強化、財源の確保、事業手法・事業主体の検討などの課題解決に向けた取組を埼玉県と共同で行っているところであります。特に、本事業の成立には、多額の資金が必要となることから平成17年8月に施行された都市鉄道等利便増進法の適用が不可欠であります。

さらに、鉄道整備に際しましては、沿線のまちづくりや下水道・道路などの都市基盤整備に多額の地方負担が生じることから、国の補助制度の拡充と地方負担額に対する財源措置を講ずるよう要望します。

提案・要望事項

- 1 高速鉄道東京7号線の延伸に向けた取組に対して支援を行うこと
- 2 都市鉄道利便増進事業などの補助制度の拡充を含めた、財政支援を講ずること

〔担当:政策局 政策企画部 地下鉄7号線延伸対策課〕

産業の活力を高め、躍動する都市づくりを進める

< 産業・経済 >

農地の相続税納税猶予制度の拡充について

〔農林水産省〕

日本の「農業」が産業としての活力を失い、貴重な経済・環境資産である「農地」の減少が危惧されるようになって久しいが、数ある農業施策の中で、相続税納税猶予制度は、農地の細分化を防止し、円滑な農業経営の継承を実現する手段として有効に機能してきました。

しかしながら、歯止めのかからない近年の担い手の高齢化や農地の減少は、現行の相続税納税猶予制度のみでは防ぐことが困難となってきております。

具体的には、相続税納税猶予の特例対象者が高齢化により自作の継承が困難となり、特例適用対象農地の利用権を農業者等に対し設定した場合、相続税納税猶予の特例措置が打ち切られてしまうことなど、生産性を阻害する例が増加してきております。

食料自給率と土地生産性の向上を図るため、自作農から利用農への制度転換が叫ばれる中、農業経営の維持発展を目的とし、自作農地のみを対象とした本制度の対象を拡充することにより、農地の流動化が促進され、農業の活性化、優良農地の保全が図られるものと考えております。

つきましては、農地の流動化を推進するため利用権を設定した場合においても、引き続き特例措置が受けられるよう制度を拡充することを要望します。

また、農業用倉庫や堆肥舎などの農業用施設用地については、相続税納税猶予が適用されないため、農業後継者の大きな負担となっております。農業用施設用地は農業経営を行うには不可欠なものであることから、当初からの相続税納税猶予制度の適用を併せて要望します。

提案・要望事項

- 1 相続税納税猶予の特例適用対象農地について、農業者等が利用権を設定する場合でも、引き続き特例措置を適用すること
- 2 農業用倉庫や堆肥舎などの農業用施設用地に、当初から相続税納税猶予制度を適用すること

〔担当:農業委員会事務局 農業振興課〕

安全を確保し、市民生活を支える

<安全・生活基盤>

地震防災対策の充実強化について

〔内閣府〕

本年5月に中国四川省において直下型の大地震が発生し、多くの死者や負傷者、建物倒壊、ライフラインの寸断など多くの被害が発生しました。

また、6月には岩手県内陸南部を震源とするマグニチュード7.2、最大震度6強を観測した「岩手・宮城内陸地震」が発生し、死者12名を含む多数の負傷者や道路の崩壊、土砂崩れなどの、大きな被害を目の当たりにし、一刻も早い地震防災対策の充実強化の必要性を再認識させられました。

さいたま市を含む南関東地域は、人口が集中し、政治、経済の中核機能についても集積している地域であることから、指摘されている直下型地震等の大地震が発生した場合の被害は計り知れないものになることが予想されます。

こうした中、本市では災害の被害を最小限にするため、自主防災組織の育成・支援や、防災訓練を実施しているほか、広域防災体制の整備として、「八都県市災害時相互応援に関する協定」を締結し、「八都県市広域防災プラン」を策定するなど地震防災対策の推進を積極的に図っているところです。

しかしながら、市単独での施策や八都県市の対策だけでは一定の限界があるため、国における地震防災対策に関する施策の一層の充実強化について要望します。

提案・要望事項

- 1 首都直下地震では、膨大な数の帰宅困難者の発生が予想されるため、これら帰宅困難者に対する諸施策のより一層の充実を図ること
- 2 被災者の住宅再建に関する有効な諸施策を推進するとともに、制度の充実を図ること

〔担当:総務局 危機管理部 防災課〕

消防救急無線のデジタル化に係る支援制度の拡充について

〔総務省〕

消防・救急・救助活動に必要な消防救急無線設備については、電波法関係審査基準の改正に伴い、平成28年5月末までに、全ての機器をアナログ方式からデジタル方式へ移行しなければならないこととなっております。

消防救急無線のデジタル化は、緊急消防援助隊の円滑な運営・通信の高度化・占有周波数の狭帯域化による周波数の有効活用等を推進するために必要な事業ではありますが、当該事業を実施するためには、多額の事業費が必要となります。

つきましては、本事業を積極的に推進することができるよう必要な支援制度を講ずるよう要望します。

提案・要望事項

- 1 消防救急デジタル無線設備の整備費補助金について、基準額の増額及び補助率の引上げを行うとともに、必要な予算総額の確保に努めること
- 2 消防救急デジタル無線設備の整備に当たり、複数年の賃貸借契約による整備についても補助対象として認めること
- 3 消防救急デジタル無線設備の整備費について、特別交付税による財政措置を講ずること

〔担当:消防局 警防部 指令課〕



さいたま市施策 PR キャラクター